

永平寺町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和5年3月7日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町規則第19号

永平寺町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

永平寺町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(平成18年永平寺町規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

選挙長	1回 10,800円(ただし、土地改良区総代選挙は、5,000円とする。)	永平寺町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年永平寺町条例第43号)第3条に規定する6級に相当する旅費相当額	
投票所の投票管理者	日額 12,800円(ただし、土地改良区総代選挙は、5,000円とする。)		
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300円以内		
開票管理者	1回 10,800円		
選挙立会人	1回 8,900円(ただし、土地改良区総代選挙は、4,000円とする。)		
投票所の投票立会人	日額 10,900円(ただし、土地改良区総代選挙は、4,000円とする。)		
期日前投票所の投票立会人	日額 9,600円以内		
開票立会人	1回 8,900円		
校医	学校医		年額 100,000円+1生徒当たり300円
	学校歯科医		年額 80,000円+1生徒当たり300円
	学校薬剤師	年額 30,000円	
	幼稚園医	年額 70,000円+1園児当たり300円	
	幼稚園歯科医	年額 50,000円+1園児当たり	

		300円
	幼稚園医	年額 70,000円 + 1 園児当たり 300円
	幼稚園歯科医	年額 50,000円 + 1 園児当たり 300円
国民健康保険運営協議会委員		年額 15,000円
介護保険運営協議会委員		年額 15,000円
政治倫理審査会委員		1 回 3,000円
情報公開審査会委員		1 回 5,000円
個人情報保護審査会委員		1 回 5,000円
行政不服審査会委員		1 回 10,000円
防災会議委員		1 回 3,000円
水防協議会委員		1 回 3,000円
入札監視委員会委員		1 回 3,000円
国民保護協議会委員		1 回 3,000円
指定管理者評価委員		1 回 3,000円
指定管理者選定委員		1 回 3,000円
永平寺町まち	委員長	1 回 10,000円
ひとしごと創	委員	1 回 3,000円
生総合戦略検		
証委員会		
環境審議会委員	見識者	1 回 10,000円
	委員	1 回 3,000円
障害支援区分	委員長	1 回 16,000円
	委員	1 回 14,000円
判定審査会委員		
介護認定審査	合議隊長	1 回 16,000円
	委員	1 回 14,000円
会委員		
介護保険運営協議会委員		年額 15,000円
都市計画審議	会長	1 回 10,000円
	委員	1 回 3,000円
会委員		
景観審議会委員	会長	1 回 10,000円
	委員	1 回 3,000円
永平寺町結核対策委員会委員		年額 20,000円
心身障害児就学指導委員会委員		年額 5,000円
社会教育委員会委員		年額 10,000円
公民館運営審議会委員		年額 8,000円
スポーツ推進	会長	年額 5,000円
	委員	年額 3,000円
審議会委員		

上志比文化会館運営審議会委員	年額	5,000円		
文化財保護委員会委員	年額	5,000円		
図書館協議会委員委員	1回	3,000円		
消防団員	団長	年額		105,000円
	副団長	年額		78,000円
	指導員	年額		15,000円
	分団長	年額		60,000円
	副分団長	年額		40,000円
	班長	年額		25,000円
	団員	年額		20,000円
	機能別団員班長	年額	5,000円	
機能別団員	年額	4,000円		

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。